

新型コロナ・診療報酬関連ニュース<病院向け・その2>**1.施設基準経過措置 9/30まで再延長**

厚生労働省は3月10日付で「令和2年度診療報酬改定において経過措置を設けた施設基準等の取扱いについて」の事務連絡を发出。新型コロナウイルス感染症の影響も含め、2021（令和3）年3月31日までとされていた下記の施設基準の経過措置を2021年9月30日まで延長することが示された。

また、同省は3月26日付で「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その39）（以下、「臨時的取扱い39」）」を发出し、下記の施設基準について2020年度改定で定められた新基準が2021年4月以降に適用された場合に満たせなくなる場合には、「様式2」を用いて厚生局へ報告を行うことを示した。

【経過措置の期限が2021年9月30日に延長されるもの】**重症度、医療・看護必要度の施設基準**

（急性期一般入院料、7対1入院基本料（結核、特定（一般病棟）、専門）、看護必要度加算（特定、専門）、総合入院体制加算、急性期看護補助体制加算、看護職員夜間配置加算、看護補助加算1、地域包括ケア病棟入院料又は特定一般病棟入院料の注7を算定している病棟又は病室）

入退院支援加算3（「入退院支援及び5年以上の新生児集中治療に係る業務の経験を有する専従の看護師」の「小児患者の在宅移行に係る適切な研修」）

回復期リハビリテーション病棟入院料

（1・3：「リハビリテーションの効果に係る実績の指数」、1のみ：「管理栄養士の配置」）

地域包括ケア病棟入院料の入退院支援部門に係る施設基準*

地域包括ケア病棟入院料1・3の診療実績に係る施設基準*

* 特定一般病棟入院料の注7も同様

2.手術等の実績件数、2019年度の実績を用いる場合は報告を

「臨時的取扱い39」では、手術の実績件数等の患者及び利用者の診療実績等に係る要件のうち、1年間の実績を求めるものの取扱いも示された。

緊急事態宣言の発令中や、新型コロナウイルス感染症の患者を受け入れている場合等の考え方が昨年8月31日付で发出された「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その26）」で示されているが、この事務連絡で示された取扱いをしてもなお施設基準を満たさない場合、2019（平成31/令和元）年度の実績を用いても差し支えないこととされた。

2019年度の実績を用いて実績要件を満たす場合には、①**各月の実績を記録すること**、②**様式1-1を用いて厚生局へ報告すること**の2点が求められている。

「臨時的取扱い39」のご確認を

上記の1、2ともに報告様式は「臨時的取扱い39」に示されている。この事務連絡には、各報告の期限についても述べられている。厚生労働省のホームページまたは当会ホームページよりぜひご覧いただきたい。

3.ワクチン接種の実施医療機関、**施設基準に係る臨時的取扱いの対象に**

厚生労働省は3月22日付で「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その38）」を发出。2021年8月31日付发出の事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その26）」において示された取扱い（下枠参照）について、**新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種を行っている医療機関又は接種を行う医療機関に職員を派遣した場合は対象になる旨**が示された。

対象医療機関において該当した場合でも変更の届出は不要の取扱い

- 1) 定員超過入院
- 2) 月平均夜勤時間数の1割以上の一時的な変動
- 3) 1日当たり勤務する看護要員の数、看護要員の数と入院患者の比率並びに看護師及び准看護師の数に対する看護師の比率における1割以上の一時的な変動
- 4) 平均在院日数、重症度、医療・看護必要度、在宅復帰率及び医療区分2又は3の患者割合の要件